

○時間外勤務手当等の支給に関する規則

〔平成 6 年 3 月 24 日〕
組合規則第 1 号

改正 平成 7 年 12 月 19 日組合規則第 6 号 平成 17 年 9 月 16 日組合規則第 7 号
改正 平成 19 年 3 月 27 日組合規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例（昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定に基づく時間外勤務手当及び第 18 条第 2 項の規定に基づく休日勤務手当及び第 19 条の規定に基づく夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給方法)

第 2 条 時間外勤務手当等は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(時間外勤務及び休日勤務命令)

第 3 条 任命権者は、職員に時間外勤務及び休日勤務を命ずる場合は、命令書（別記様式）を作成し、該当欄に記入押印しなければならない。

(時間外勤務手当の割合)

第 4 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務 100 分の 125
- (2) 条例第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務 100 分の 135

第 5 条 条例第 17 条第 3 項の規則で定める時間は、公務の運営上の必要からやむを得ず週休日の振替を行った結果、職員が職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年組合規則第 6 号）第 3 条に規定する勤務時間（当該週に休日勤務を行い休日勤務手当が支給されることとなる場合においては、当該休日勤務手当が支給されることとなる時間を加えた時間）を超える場合、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間とする。

2 条例第 17 条第 3 項の規則で定める割合は、100 分の 25 とする。

(休日勤務手当の割合)

第 6 条 条例第 18 条第 2 項の規則で定める割合は、100 分の 135 とする。

(端数計算)

第 7 条 時間外勤務手当等は、支給の基礎となる全時間（時間外勤務については、支給割合を異にするごとに各別に計算した時間）によって計算するものとする。ただし、この場合において 1 時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が 30 分以上のときは 1 時間として、30 分未満のときは切捨てる。

(公務旅行中の時間外勤務手当)

第 8 条 公務によって旅行（出張及び赴任を含む。）中の職員は、その旅行期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的地において正規の勤務時間以外に勤務すべきことを任命権者があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、か

つ、その勤務時間について明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年組合規則第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年組合規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年組合規則第 3 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

備考1 命令者(印)とは、職員の直属の本部にあっては課長、署にあっては中隊長とする。

2 確認者（印）とは、勤務内容を所管する課の長若しくは署長とする。

3 休日勤務命令については、勤務内容欄に休日勤務であることを明記すること。